

「知」の集積と活用の場 産学官連携協議会組織規則

平成28年4月21日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、「知」の集積と活用の場 産学官連携協議会規約（以下「規約」という。）第35条の規定に基づいて設置する組織及び事務の分掌を定めることを目的とする。

第2章 理事会

(理事会)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成し、協議会の業務の執行に関する重要事項を決定する。

(理事会の開催)

第3条 理事会の開催について必要な事項は、会長が別に定める。

第3章 運営委員会

(運営委員会)

第4条 運営委員会は、協議会の業務の執行に関し会長から付託された事項について、検討を行い、協議会の活動を実務的に支援する。

2 また、第8条第2項で届出を受け付けた研究開発プラットフォームのプロデューサー人材（又はチーム）及び関係の行政機関等を参集したプロデューサー会議を開催し、研究開発プラットフォームの活動状況について情報を共有するとともに、研究開発プラットフォームの活動がより効果的・効率的に推進されるよう、活動方針や内容について助言を行う。また、届出の受け付けから2年が経過してもなお活動が低調な研究開発プラットフォームに対しては、廃止を求める。ただし、他の研究開発プラットフォームとの統合により、その活動の推進が認められる場合はこの限りではない。

(運営委員会の組織)

第5条 運営委員会には、委員長、副委員長及び運営委員を置くことができる。

2 委員長、副委員長及び運営委員は、理事会が選任する。

3 運営委員会は、10人以内をもって組織する。

4 委員長は、会務を総括する。

5 委員長に事故があるときは、副委員長が職務を代行する。

(運営委員会の開催)

第6条 運営委員会の開催について必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 部会

(部会の設置)

第7条 協議会は、事業の円滑な実施のため、理事会の決定に基づき、課題毎に部会を設置

することができる。

- 2 部会は、その活動の円滑な推進を図るため、部会に所属する会員により、協議会の事業の範囲内で活動内容を定めることができる。

第5章 研究開発プラットフォーム

(研究開発プラットフォームの届出)

- 第8条 協議会の活動を通じて、一定の課題の下で共同して研究開発に取り組むグループ(研究開発プラットフォーム)を形成し、活動しようとする会員は、当該研究開発プラットフォームのプロデューサー人材が、様式第1号により事務局に届け出なければならない。
- 2 事務局は、前項の届出があった場合には、様式に定められた必要事項の内容を確認し、記載内容の不足及び不備がないことを確認の上、届出を受け付ける。
 - 3 事務局は、届出を受け付けた研究開発プラットフォームの名称、構成員、活動内容等について協議会のWebサイトに一覧を公開し、会員に研究開発プラットフォームの設立及び活動情報について情報発信を行う。
 - 4 研究開発プラットフォームは、その届出内容に変更が生じた場合は、速やかにこれを事務局へ報告しなければならない。

(プロデューサー人材の義務)

- 第9条 届出された研究開発プラットフォームのプロデューサー人材は、研究開発プラットフォームがより効果的・効率的に推進されるよう主導する他、以下の事項に対応しなければならない。
- (1) 運営委員会が開催するプロデューサー会議への出席及び研究開発プラットフォームの活動状況の報告
 - (2) 運営委員会及びプロデューサー会議における助言及び指摘への対応
 - (3) 研究開発プラットフォームの活動状況に関する協議会事務局への報告
 - (4) その他、協議会の円滑な運営に必要な事項

(研究開発プラットフォームの廃止)

- 第10条 研究開発プラットフォームが、次のいずれかに該当するに至ったときは、当該研究開発プラットフォームの情報を第8条第3項の一覧から削除することができる。
- (1) 研究開発プラットフォームの代表者から研究開発プラットフォームの解散に係る届出があったとき。
 - (2) 協議会の会則、本組織会則及びその他の規則に違反したとき。
 - (3) 協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (4) その他の届出を破棄すべき正当な事由があるとき。

(以上)

(様式第1号)

研究開発プラットフォーム届出書 (様式イメージ案)

「知」の集積と活用場の産学官連携協議会事務局 御中

〇〇〇〇研究開発プラットフォーム
プロデューサー人材 (又はチーム)
研究 太郎 印

研究開発プラットフォームを設立したので、「知」の集積と活用場の産学官連携協議会組織規則第8条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 研究開発プラットフォームの目的

〇〇を商品化するために必要な△△について、研究開発を行うことを目的とする。

2 研究開発プラットフォームの名称

〇〇〇〇研究開発プラットフォーム

3 研究開発プラットフォームのプロデューサー

〇〇〇〇 研究 太郎

4 主たる事務所の所在地

〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番地〇号

5 設立時の会員の名称又は氏名及び住所

- (1) 株式会社〇〇 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番地〇号
- (2) 農業生産法人〇〇 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番地〇号
- (3) 国立大学法人〇〇 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番地〇号
- (4) 国立研究開発法人〇〇 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番地〇号
-

6 プラットフォーム管理運営機関及び担当者

株式会社〇〇 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番地〇号
(担当者) 〇〇 〇〇
TEL: 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
FAX: 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
e-mail: 〇〇〇〇@〇〇〇. jp

7 主な事業内容

- (1) 〇〇の商品化・事業化を念頭に置いたビジネスモデルの構築
- (2) 〇〇の商品化・事業化のための研究戦略、研究計画の策定
- (3) 〇〇の商品化・事業化に関連する知財情報の調査及び知財戦略の策定

- (4) 研究成果等の情報発信及び新たなプラットフォーム会員の勧誘
- (5) その他「知」の集積と活用の中産学官連携協議会の活動への協力 等

8 活動予定期間

平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月

9 組織等

(1) 研究開発プラットフォーム会則

- ・別添のとおり(体制図があれば別途添付)。

(2) プロデューサーチームの構成及び役割

(構成員の略歴・能力等は様式第1号別添のとおり)

- ① プロデューサー 研究 太郎
 - ・事業総括・マネジメント、予算調達の責任者
 - ② コーディネーター① 調整 太郎
 - ・農業分野を中心とした技術・生産者のコーディネート
 - ③ コーディネーター② 〇〇 〇〇
 - ・〇〇分野の技術の総合調整、不足技術の他社からの調達
 - ④ 研究代表者① 〇〇 〇〇
 - ・〇〇分野の研究開発の統括
 - ⑤ 研究代表者② 〇〇 〇〇
 - ・〇〇分野の研究開発の統括
 - ⑥ 知財マネージャー・弁理士 〇〇 〇〇
 - ・知財マネジメントの助言・指導
- ※ ②から⑥は必要に応じて記載。

10 研究開発プラットフォーム設立の経緯

<ケース1>「知」の集積と活用の中産学官連携協議会の活動を通じて設立された研究開発プラットフォーム

平成〇年〇月〇日

- ・〇〇セミナーに参加。〇〇を〇〇。(詳細は、別紙〇のとおり。)

平成〇年〇月〇日

- ・〇〇ワークショップに参加。〇〇を〇〇。(詳細は、別紙〇のとおり。)

平成〇年〇月〇日

- ・設立時のメンバーで会議を開催。〇〇研究開発プラットフォームの設立を決定。(詳細は、別紙〇のとおり)

<ケース2>その他のプロジェクト研究等から設立された研究開発プラットフォーム

平成〇年～平成〇年 JST「〇〇〇〇事業」

- ・〇〇〇〇のメンバーにより、〇〇〇〇研究の取組を実施し、〇〇の成果を創出(予算額〇〇百万円)。

平成〇年～平成〇年 NEDO「〇〇〇〇事業」

- ・〇〇〇〇のメンバーにより、〇〇〇〇研究の取組を実施し、〇〇の成果を創出(予算額〇〇百万円)。

平成〇年～平成〇年 農林水産省「〇〇〇〇事業」

- ・〇〇〇〇研究の取組を実施し、〇〇の成果を創出(予算額〇〇百万円)。

(様式第1号別添)

プロデューサー人材（チーム）の略歴及び能力

1. プロデューサー人材（チーム）の略歴・実績	
プロデューサー 研究 太郎	〇〇年〇月 〇〇企業 研究開発部 〇〇年〇月 〇〇企業 統括事業部 ・〇〇の商品化を実現。〇〇億円の売上げを達成。
コーディネーター① 調整 太郎	〇〇年〇月 〇〇企業 研究開発部 〇〇年〇月 〇〇企業 統括事業部 ・〇〇の商品化を実現。〇〇億円の売上げを達成。
コーディネーター② 〇〇 〇〇	〇〇年〇月
研究代表者① 〇〇 〇〇	〇〇年〇月
研究代表者② 〇〇 〇〇	〇〇年〇月
知財コーディネーター ・弁理士 〇〇 〇〇	〇〇年〇月

※コーディネーター①②、研究代表者①②、知財コーディネーター・弁理士の欄は必要に応じて記載

2. プロデューサー人材（チーム）の能力について	
①人的ネットワークと 商品化・事業化の実績	○
②農林水産・食品産業 に対する理解と意欲	○
③市場・技術・知財等 に関する知見とビジ ネスモデル開発力	○
④研究開発の評価とマ ネジメント力	○
⑤公平・中立性の担保 と地域に縛られない 事業展開	○